

愛媛労発基 0324 第 3 号  
令和 8 年 3 月 24 日

関係団体等の長 殿

愛媛労働局長  
(公印省略)

「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症の予防につきましては、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づき対策を推進してきたところですが、全国の職場における熱中症による労働災害については、令和 7 年 12 月末で、死亡者数は 15 人と前年同期比から半減したものの、休業 4 日以上の死傷者数は 1,681 人と前年同期比から約 41% 増加した上、4 年連続で増加しています。

今般、厚生労働省における「職場における熱中症防止対策に係る検討会」報告書にて、「熱中症予防については、業種・業態や作業場所による制約条件などにより作業内容が異なり、対策の実施にあたっての留意点も様々なものがある中、一律による対策を示すのではなく、複数のオプションの中から、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドラインを策定することが有効」とされたことを受け、別紙のとおり、「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」が定められたところです。

つきましては、熱中症予防対策の一層の推進を図るため、貴団体の傘下事業場及び関係者等に対するガイドラインの周知につきまして、特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。